

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構

## MDR セルフ登録サービス利用約款（ORCID iD 連携）

国立研究開発法人物質・材料研究機構

制定 令和8年6月15日

MDR セルフ登録サービス利用約款（以下「本約款」という。）は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が管理・運営する材料データリポジトリ（Materials Data Repository: MDR）における研究データ及び文献等の情報（以下まとめて「データ」という。）のセルフ登録サービス（第1条に定義。以下「本サービス」という。）の利用条件を国立研究開発法人物質・材料研究機構施設及び設備の外部への共用に関する規程（平成14年5月23日14規程第34号）第9条第5項に基づき定めるものです。

本サービスの利用者（第1条に定義）は、本サービスのご利用に際して本約款を遵守する義務を負い、また、本サービスの利用申請により本約款、機構公式ホームページのサイトポリシー（<https://www.nims.go.jp/siteinfo/site-policy.html>）及びプライバシーポリシー（<https://www.nims.go.jp/siteinfo/privacy-policy.html>）に同意したものとみなされますので、本サービスのご利用にあたっては、本約款、サイトポリシー及びプライバシーポリシーをよくお読みください。

### （定義）

第1条 本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 一 「本サービス」 機構が管理・運営する、材料データリポジトリ「MDR」と付属するウェブページ、アプリケーション等を含むシステムにより利用者（次号に定義）に提供されるサービスであり、MDRにおいて DICE アカウントを用いてデータを登録及び公開できるサービス。
- 二 「利用者」 本約款に同意して、第4条により機構に対して本サービスの利用を申請し、機構がこれを承諾した個人。
- 三 「利用契約」 本約款を内容として含む本サービスの利用契約。
- 四 「サイト」 MDR のウェブページ。
- 五 「ID-PW」 DICE アカウント利用約款により利用者に発行された DICE アカウントを管理するための ID 及び利用者が設定したパスワード (PW)。多要素認証を設定している場合は、これに用いる認証情報も含む。

六 データの「登録」 データを MDR にアップロードし、機構が当該データを管理できる状態にすること。

七 「公開」 MDR を利用する全ての者に対し、登録されたデータを検索し、閲覧し、及びダウンロードできるようにすること。

八 「公知データ」 論文発表、書籍としての刊行、ウェブ公開その他の公の知識としてアクセスできる方式 (MDR による公開を除く。) により、既に公表されているデータ。

九 「ORCID iD」 ORCID, Inc. (<https://orcid.org/>) が管理する国際的な研究者 ID であって、研究者に対して発行される一意で永続的なデジタル識別子。

(本約款の適用及び変更)

第2条 本約款は、機構が提供する本サービスの利用とサービスの提供に伴う一切の事項に適用されます。

2 機構が MDR を通じ随時発表する諸規定、本サービスの利用に際しサイト上に表示される利用上の定めも、本約款の一部を構成するものとします。

3 機構は、利用者の事前の承諾なく、本約款の内容を随時変更することができます。変更後の約款は、その発効日の1週間以上前に、サイト上で表示される他機構が相当と判断する方法で利用者に周知されます。変更後の約款の発効日以降における本サービスの利用をもって、利用者は当該約款に同意したものとみなされるものとします。

4 前項の場合の他、機構が必要と判断した場合、利用者に対し、随時必要な事項を通知します。通知日の翌日以降における本サービスの利用をもって、利用者はこの通知内容を了承したものとみなされるものとします。

(サービス利用目的、機能等)

第3条 MDR 及び本サービスは、物質・材料科学技術に関する研究開発に資することを目的として提供されるものです。機構は教育又は研究開発目的で本サービスを利用する個人に限り、本サービスを提供致します。

(利用者登録)

第4条 本サービスの利用を希望する者 (以下「申請者」という。) は、機構が別途定める方法により、本約款に同意し、利用者登録の申請を行うものとします

(利用の承認)

第5条 機構は、申請者について、以下の要件が全て満たされていると判断した場合に、前条の利用者登録申請を承認し、その旨を申請者に通知します。

一 本サービスの利用が、物質・材料科学技術に関する教育又は研究開発を目的としたものであること。

二 本サービスの利用が、科学技術の振興、社会・経済への貢献等の公共性を有するものであること。

三 本サービスの利用が、機構の研究業務遂行上重大な妨げとなるおそれがないこと。

四 約款及び機構より固有の特約等が示された場合の当該特約等に同意していること。

- 五 当該申請者が、第13条に定める遵守事項に違反するおそれがないこと。
  - 六 当該申請者について、本約款及び利用契約に違反するおそれがないこと。
  - 七 当該申請者について、過去の本約款違反又は利用契約違反がないこと。
  - 八 当該申請者又は当該申請者の所属機関が、第22条に定める損害を賠償する能力を有していること。
  - 九 当該申請者に本サービスを利用させることが不適切となるおそれがないこと。
- 2 機構が申請者に対し利用者登録の承認を通知した場合、当該申請者を利用者として機構との間で、利用契約が成立するものとします。

(DICE アカウント及び利用者の範囲)

第6条 利用者は、DICE アカウントにより、自ら本サービスを利用することができます。

- 2 利用者は、自分以外の者に対して、本サービスを使用させてはならず、また、本約款で認められた範囲を超えて本サービスを使用してはなりません。

(利用期間)

第7条 本サービスの利用期間は、第4条に基づく利用者登録の承認日から1年間とします。

- 2 利用者が、本サービスの利用期間後の利用継続を希望するときは、機構が指定する期間内に利用継続を申し出るものとし、機構が当該申し出を承諾することで、本サービスの利用契約を1年間延長できるものとします。
- 3 利用者が前項の申し出を行わなかった場合は、本サービスの利用契約は、利用期間終了日をもって終了するものとします。

(利用登録の変更)

第8条 利用者は、自らについて、住所、名称、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの利用申請時に申告した事項について変更があったときは、すみやかに機構へ変更内容を届け出るものとします。

- 2 利用者が前項の届け出を怠ったことにより、利用者その他の者に生じた損害について機構は一切責任を負わないものとします。

(ID-PW の管理)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとし、機構は、ID-PW の管理や使用状況に起因する利用者又はその他の者の損害について、一切の責任を負わないものとします。

- 一 ID-PW を自分以外の第三者に、開示、貸与、共有しないこと。
  - 二 ID-PW の漏洩ないし不正使用が生じないよう厳重に管理すること。
- 2 利用者以外の者が ID-PW を用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は利用者の行為とみなされ、利用者はかかる利用について機構に生じた損害を賠償するものとします。但し機構の責めに帰すべき事由により、利用者の ID-PW が不正使用された場合はこの限りではありません。

(利用契約の解約)

第10条 利用者が本サービスの利用契約を解約するときは、別に定める様式により機構に解約申し込みをするものとします。本サービスの利用契約は、機構が解約申し込みを受理した時点で終了するものとします。

(データの登録)

第11条 利用者は、以下の要件をすべて満たす場合に限り、MDR にデータを登録することができるものとします。

- 一 ORCID iD を保有していること。
- 二 利用者が所属する機関が ORCID 日本コンソーシアムに参加していること。
- 三 第一号の ORCID iD に登録された雇用歴 (Employment) 又は学歴 (Education and qualifications) のうち、前号の所属機関に係る雇用歴又は学歴が、当該所属機関により登録されていること。
- 四 前号に定める雇用歴又は学歴において、在籍期間が有効であること。

2 機構は、利用者が前項の要件のいずれかを満たさないと判断した場合、当該利用者によるデータの登録を停止します。機構が利用者によるデータ登録を停止したことにより、利用者その他の者に生じた損害について機構は一切責任を負いません。

(データの権利)

第12条 本サービスで登録又は公開されたデータに関する著作権その他の権利は、当該データに関する権利を現に有する権利者に帰属し、第三者に対して何らの権利も譲渡又は移転されるものではありません。

(データ登録に関する遵守事項)

第13条 利用者は、MDR にデータを登録するにあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとします。また利用者は、公開を目的として登録するデータが MDR の全ての利用者の利用に供されることに同意します。

- 一 登録するデータは、次に掲げる要件をすべて満たすものに限ること。
  - イ 公知データであること。ただし、公知データに該当しないデータであっても、機構が特に認めた場合には、当該データを公知データと同等に扱うことができるものとする。
  - ロ 当該データの公開が、著作権法、個人情報保護に関する法律その他の法令に抵触しないものであること。
  - ハ 利用者が機構又は第三者との間で締結した契約等に違反しないものであること。
  - ニ 第三者の権利を侵害しないものであること。
  - ホ 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表に該当する技術資料ではないこと。
  - ヘ 情報セキュリティ上の問題を生じさせるおそれがないものであること。特に、実行ファイルを伴うデータである場合は、当該実行ファイルの安全性について確証が持てるものであること。

二 データを登録するに当たっては、次に掲げるところによること。

イ 登録にあたり MDR のシステムが要求する情報（登録するデータの書誌情報、メタデータ、出典など。以下「データ登録情報」という。）を漏れなく入力すること。

ロ 当該データの内容に関し責任を持つべき者を明らかにすること。

（データの変更・削除の依頼及び検討）

第 14 条 登録、公開されたデータ又はデータ登録情報について変更又は削除の必要が生じたときは、利用者は、すみやかに機構に対し、必要な変更又は削除の依頼を行うものとします。

2 登録、公開されたデータ又はデータ登録情報の変更又は削除の必要性等について、機構から検討の要請があったときは、利用者はすみやかに検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じるものとします。

（登録、公開されたデータの変更・削除）

第 15 条 機構は、次のいずれかに該当するときは、登録、公開されたデータ又はデータ登録情報を変更し、又は削除することができるものとします。

一 データの登録者から第 14 条第 1 項による変更又は削除の依頼があったとき。

二 前号の依頼によるデータ又はデータ登録情報の変更・削除と併せ、関連するデータ又はデータ登録情報の変更・削除を行うことが適切と認めるとき。

2 機構は、次のいずれかに該当するときは、登録、公開されたデータ又はデータ登録情報について、表示されない措置または疑義が生じている旨の記述を付する措置をとることができるものとします。

一 登録、公開されたデータ又はデータ登録情報に不適切な内容が含まれている可能性が無視できない程度に高いと判断したとき。

二 その他 MDR の適正な管理等のため特に必要と認めるとき。

3 機構は、前 2 項の規定による登録、公開されたデータの変更、削除、表示の停止、疑義の付記について、利用者への予告なしに行うことができるものとします。

（禁止行為）

第 16 条 利用者は下記の行為を行ってはならないものとします。

一 本サービスを、第 3 条に規定する利用目的以外の目的で利用する行為。

二 利用者以外の者が本サービスを利用できるようにする行為。

三 MDR に不正アクセスを試みる行為及び MDR のサーバやネットワークを混乱させる行為（ウイルスの送り込みなど）。

四 MDR の管理・運用を妨害するおそれのある行為。

五 本約款に違反する行為。

六 他の利用者になりすます行為。

七 本サービスを「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法規で規制される、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管及び使

用の目的、軍事用途の目的あるいはその他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で使用し、又はそのような目的を有する第三者に対してデータを提供するために本サービスを利用する行為。

八 その他機構が不適切と認めた行為。

(利用の制限)

第17条 機構は、MDR の不適切な利用があったときその他 MDR の適正な管理、効率的な運用等のため必要と認めるときは、利用者に対し、MDR の利用の停止又は取消等の制限を課することができるものとします。

(サービスの変更等)

第18条 機構は、システムの保守、停電等によりサービスの提供ができないときその他システムの管理・運用上必要と認めるときは、いかなる場合でも、その必要に応じ、MDR のサービス内容の全部若しくは一部を変更し、又はサービスの提供を停止し、若しくは中断すること（以下「サービスの変更等」という。）ができるものとします。

2 前項の規定によるサービスの変更等は、利用者への予告なしに行うことができるものとします。

(利用契約の解除)

第19条 利用者が以下のいずれかに該当すると機構が判断した場合、機構は、当該利用者への事前の通知又は承諾を要さず、直ちに本サービスの利用契約を解除し、当該利用者の本サービスの利用を停止させることができるものとします。

一 利用者が、利用者以外の者に本サービスを利用させ又は利用可能としたとき。

二 利用者が教育又は研究開発目的外での使用など、第3条に違反する行為を行ったとき、又は違反行為を行った可能性もしくは行う可能性があるとき。

三 利用者が MDR 及び本サービスに関し虚偽の情報を流布するなどにより運営を妨害し又は機構の信用を毀損したとき。

四 利用者が本約款に違反したとき、又は違反した可能性もしくは違反する可能性があるとき。

五 利用者が「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法規並びに適用となる自国及び外国の輸出管理に関する法令及び規則に違反したとき、又は違反した可能性もしくは違反する可能性があるとき。

六 その他、利用者に本サービスを提供することが相当ではないと機構が判断したとき。

(免責)

第20条 利用者は、MDR 及び本サービスの利用によって、また公開されたデータの利用について、第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任と負担により解決するものとし、機構は当該紛争に関して一切責任を負わないものとします。

2 機構は、登録、公開されたデータの完全性、正確性、目的適合性等について、何らの保証をせず、利用者に対し責任を負いません。利用者は、本サービスの利用にあたり、自己

の責任においてデータの完全性、正確性、目的適合性等を判断するものとします。

- 3 機構は、MDR が常に正常に稼働し、支障なく利用できること及びデータの登録、公開に障害が生じないこと、その他の MDR 及びそのシステムの機能について、利用者に対し責任を負いません。
- 4 機構は、MDR、本サービスの利用、もしくは公開を目的として MDR に登録したデータの第三者による利用、に起因して生じたいかなる損害についても、利用者に対し責任を負いません。
- 5 機構は、登録、公開されたデータの変更、削除、表示の停止、疑義の付記のいずれかにより生じたいかなる損害についても、利用者に対し責任を負いません。
- 6 機構は、MDR のサービスの變更等により生じたいかなる損害についても、利用者に対し責任を負いません。

(利用者情報の取扱い)

第 2 1 条 MDR では、利用者のアクセス元 IP アドレス、利用日時、利用ページ、利用環境などを自動的に収集します。収集したアクセスログは、MDR の運用、システムの保守、利用状況の分析及びサービスの利便性向上等の判断材料として使用されることについて利用者は了解したうえ、MDR を利用するものとします。機構は上記以外の目的でアクセスログを使用いたしません。

- 2 MDR では、アクセス解析のために Google が提供する Web アクセス解析ツール（以下「Google アナリティクス」という。）を使用しています。Google アナリティクスにより収集されたデータは、Google のプライバシーポリシー (<https://www.google.com/intl/ja/policies/privacy/>) に基づいて管理されます。利用者は Google が提供する Google アナリティクス オプトアウト アドオン (<https://tools.google.com/dlpage/gaoptout/>) を利用することにより、Google アナリティクスによるデータ収集を無効にすることができます。
- 3 MDR の利用に伴う利用者の情報及びプライバシーの保護については、前項を除き機構のサイトポリシー及びプライバシーポリシーが適用されるものとします。
- 4 次の各号の場合には、機構は第 1 項及び前項に掲げる情報を第三者に開示することがあることに、利用者は同意します。

一 第 1 項に定める目的のために、契約等で守秘義務を負わせた者に開示する場合。

二 法令により開示が求められた場合。

(損害賠償)

第 2 2 条 利用者が本サービスの利用に関し、機構に損害を与えた場合、機構は、当該利用者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

(利用契約終了の効力)

第 2 3 条 利用契約の解約、第 1 9 条による契約解除等により利用契約が終了したときは、利用者は本サービスの利用権限を失い、本サービスの利用を終了するものとします。

- 2 利用者は、利用契約の終了時まで登録されたデータについて、終了後も登録が継続され、MDRの他の利用者による利用が継続されることに同意します。ただし、機構は利用者の申し出に応じて、登録されたデータ及びデータ登録情報の削除または不表示の措置をとることができます。
- 3 利用契約が終了した後であっても、本サービスの利用に関し生じた事項及び登録されたデータの取り扱いについては、本約款は引き続き効力を有するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第24条 利用者は、利用申請日及びそれ以後の将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約します。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）であること。
- 二 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し、又は経営に関与していること。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、契約当事者になること。
- 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
- 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して、機構及び他のMDRを利用する者、その関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為をしないことを表明し、確約します。
- 3 利用者が前2項の表明又は確約に違反した場合又は違反が判明した場合には、機構は、何らの催告を要せずに、書面による通知をもって利用契約を解約することができるものとします。

(準拠法、裁判管轄)

第25条 利用契約及び本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法を適用します。

- 2 利用契約及び本約款ならびにMDR及び本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附 則

この約款は、令和8年6月15日から施行する。